

ADRの現場から

167

不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

日本不動產仲裁機構

した。当然A氏は

納得ができず、公平な第三者の立ちはだかりで話し合いをしてこのトラブルを解決したいと考えています。

最後は、入居者間の板挟みになつて、いたオーナーC氏の事例です。ある入居者がC氏に、「隣に住む外国人が騒い

欲しい」と依頼をしてきたので注意をしたのですが、「対

次は、外国人社員の寮として不動産会社と賃貸借契約を結んだB社の事例です。外国人社員が居住中のある週末、本人不在

時にヘランタに置
ソファより発火し
ました。発火原因
からのタバコの投
げられたのです

せんでした。C氏が改めて外国人入居者に事情を聞いたところ、注意されてからは騒がないように気を付けているとのことであり、人物的にも問題があるとは感じられませんでした。

物を置いてはいけ
ダに物を置いてい
の「一つ」とし、敷
屋の復旧工事の費
充てると通達され
した。B社として
敷金を全額使用さ
というのには納得が
DRによる話し合
の減額を打診しよ

次にクリームを入れてきた
入居者に話を聞くと、「外国人
人と日本人の感覚の違い」と
いうことを言うのみで、具体
的に状況説明はしてもらえま
せんでした。どちらの言い分
が正しいのか判断しかねたC
氏は、公平な第三者を加えた
4者で話し合いの場を持ち、
トラブルを解決の方向に向か
わせたいと考えていました。

外国人に関係した相談事例